

## 1 開会

事務局

ただいまから、第277回宮城県個人情報保護審査会を開会いたします。

本日の定足数ですが、5人の委員が出席しておりますので、半数以上の出席を必要とする、個人情報の保護に関する法律施行条例第10条第2項の定足数を満たし、会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日審議を予定しております審議事項のうち諮問甲第49号事案（特定個人情報保護評価の第三者点検に関する事項）については、情報公開条例第19条の規定に基づき、公開での審議となります。

それでは、大橋会長よろしくお願ひいたします。

## 2 議事

### (1) 諮問甲第49号事案（特定個人情報保護評価の第三者点検）に係る審議

大橋会長

皆さんおはようございます。次第に従って議事を進めてまいります。諮問甲第49号事案で長い時間がかかるかと思っておりますので、まず時間をかけてこの諮問甲第49号事案について審議していきたいと思っております。これについては、事前に各委員に資料をいただき、ざっと目を通していただけたかと思っておりますが、審議に入る前に今の段階で確認したいこととかがあれば事前にいただければと思っておりますが、委員の皆様特によろしいでしょうか。

(意見なし)

大橋会長

事務局の方に事前に委員から質問票の提出はありましたか。

事務局

ございませんでした。

大橋会長

では、現時点での質問はなしということで、具体的な審議に入っていきたいと思っておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局

まず、お手元には次第のほかに出席者名簿をお配りしております。本日は、デジタルみやぎ推進アドバイザーの本田秀行様、実施機関である総務部市町村課、制度所管課である企画部デジタルみやぎ推進課に出席いただいております。続きまして、お手元のファイルについて御説明いたします。皆様のお手元に水色のファイルをお配りしております。お開きいただき、1枚目に審議資料の索引をお付けしております。前半に関係文書をお付けしております。まず、今回の実施機関である総務部市町村課からの諮問書、赤インデックス1に「住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報保護評価の再実施について」という資料、赤インデックス2に「住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書（案）の概要」、赤インデックス3に今回点検していただく「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」、赤インデックス4に「審査の観点における主な考慮事項等について」という資料、赤インデックス5にその補足資料、赤インデックス6に点検表を編綴しております。また、赤インデックス7には質問票をお付けする予定でしたが、委員の皆様から事前の質問はございませんでした。また、審議資料の後半に参考資料をお付けしております。青インデックス1に番号利用法の抜粋を、青インデックス2に特定個人情報保護評価に関する規則の全文を、青インデックス3に特定個人情報保護評価指針を、青インデックス4に住民基本台帳法の抜粋を、青インデックス5に先月勉強会をさせていただいた時に使用した資料をお付けしております。お配りしている審議資料についての説明は以上となります。過不足等はございませんでしょうか。それでは、番号法制度を所管しておりますデジタルみやぎ推進課から説明させていただきます。

デジタル

デジタルみやぎ推進課の野口と申します。よろしくお願ひいたします。私の方から

マイナンバー制度と特定個人情報保護評価について説明させていただきます。青インデックス5の資料を御覧いただきたいと思います。こちらの先日の勉強会の際に使わせていただいた資料で御説明させていただきます。では、4ページを御覧ください。マイナンバー制度の意義につきましてです。マイナンバー制度は国民の利便性の向上、行政の効率化を合わせて進め、より公平・公正な社会を実現するための社会基盤として平成28年から運用が始まった制度でございます。社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人情報が同一人の情報であることを確認するために活用されています。

続きまして、5ページを御覧ください。マイナンバーにつきましては、住民票を有する全ての方に通知される12桁の番号になります。番号利用法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律によりまして定められた、社会保障・税・災害対策分野の事務に限って利用されることとされておりました。本年の6月の法改正によりまして、その他の行政分野も加えられたところでございます。

7ページを御覧ください。マイナンバー制度における情報連携についてです。情報連携につきましては、番号利用法に基づきまして、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関などの間で個人情報のやり取りを行うこととございます。これによりまして、住民の皆様が各種行政手続きで必要となってきます、住民票の写しや課税証明書などの書類の提出などを省略することが可能となっております。小さくて恐縮ですが、右上の方の図を御覧いただきますと、行政機関同士のやり取りは、マイナンバーそのものではなく、暗号化された符号によって行っております。

続きまして9ページを御覧ください。マイナンバー制度における安全対策についてです。制度面とシステム面の両方で行われております。制度面につきましては、資料に記載されておりますとおり、番号利用法に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることは禁止されております。また、第三者機関であります、個人情報保護委員会がマイナンバーを含む個人情報が適切に管理されているかどうか、監視・監督を行っております。法律に違反した場合には罰則が科されるといったようなことになっております。システム面につきましては、先ほどお話しました、符合を用いた情報連携によりまして、マイナンバーのみでは手続きができないようにしているほか、情報の分散管理、システムのアクセス制限、通信の暗号化などの対策がとられております。

35ページを御覧ください。特定個人情報保護評価につきまして御説明いたします。資料にありますとおり、特定個人情報保護評価とは、国や地方公共団体等が特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する場合に、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものとされております。評価の目的でございますが、番号制度に対する懸念、国家による個人情報の一元管理などの懸念を踏まえた制度上の保護措置となっております。事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民の信頼の確保を目的に実施するということになっております。

36ページを御覧ください。特定個人情報保護評価の対象となります、特定個人情報ファイルにつきましては、個人番号を含む個人情報ファイル及び個人情報データベースなど特定個人情報を保有するためのファイルのことを指しております。

37ページを御覧ください。特定個人情報保護評価の流れでございます。国や地方自治体等は特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施する必

要がございます。評価では、資料に記載のとおり、まず、しきい値判断によりまして実施すべき特定個人情報保護評価の種類を判断いたします。評価の種類は3種類ありまして、資料の字が小さくて恐縮ですが、対象人数、取扱者数、特定個人情報に関する重大事故の発生の有無によって区分いたします。しきい値判断を経まして、基礎項目評価、基礎項目評価と重点項目評価、基礎項目評価と全項目評価の別で評価書を作成し、その内容を公表し、その評価に基づいて必要な措置を講じていくといったような流れになっております。それから、年一回見直しすることですとか、5年経過前に再実施するように努めることとされているほか、重要な変更を行うときですとか、しきい値判断の結果が変更となったときなどにも再実施することが求められております。

39ページを御覧ください。今回の案件に関係して、全項目評価についてでございます。こちらも資料の字が小さくて恐縮ですが、右側にフローがございますが、そのフローに沿って実施することになっております。フローの一番右側になりますけれども、地方公共団体などでは、全項目評価書の作成後、住民等の意見聴取、それから第三者点検を経まして、個人情報保護委員会へ提出する流れとなっております。こちらのこの第三者点検が本日皆様にご審議いただくことを指しております。

40ページを御覧ください。第三者点検の観点でございます。特定個人情報保護評価における第三者点検は、全項目評価書の作成に当たり、適合性及び妥当性を客観的に担保するために、個人情報保護に関する有識者や情報システムに知見を有する方にその内容を確認していただくということになっております。適合性につきましては、しきい値判断に誤りはないか、適切な実施主体が実施しているかなど、決められた実施手続き等によりまして評価を実施しているかどうかについて点検をしていただきます。また、妥当性につきましては、特定個人情報保護評価書に記載されました、特定個人情報ファイルの取扱いにつきまして、目的等に照らして適切な措置が講じられているかどうかについて点検をしていただきます。

続きまして赤インデックス4を御覧ください。今回の第三者点検における主な考慮事項等について御説明いたします。まず1の第三者点検の実施についてですが、先ほど御説明いたしましたとおり、作成しました評価書につきまして、5年経過時や重要な変更を行うときに実施することとされており、今回の案件につきましては、重要な変更ということで、再実施が求められているものになります。また、全項目評価となりますので、個人情報保護委員会への提出前に住民等の意見聴取と第三者点検を実施する必要があるということでございます。なお第三者点検の実施に際しまして、情報システムに関する知見を補うために、県が設置しておりますデジタルみやぎ推進アドバイザーによる点検をあらかじめ実施させていただいております。アドバイザーの実施内容につきましては、赤インデックス6に資料がございます。内容につきましては、後ほどアドバイザーの方からお話をいただくことにしております。

次に2の第三者点検における主な考慮事項についてですが、今回の第三者点検は実施機関であります宮城県知事が作成した特定個人情報保護評価書の適合性及び妥当性につきまして、客観性を担保するために実施するものでございます。先ほども申し上げましたが、適合性につきましては特定個人情報保護評価指針に定める実施手続き等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているかどうかにつきまして点検をお願いいたします。具体的には、しきい値判断が間違っていないか、適切な実施主体が実施しているか、公表しない部分は適切な範囲かなど手続き的な点となります。それから妥当性につきましては、特定個人情報保護評価書が指針に定めた特定個人情報保護評

価の目的に沿って具体的に記載されているかどうかにつきまして点検をお願いいたします。例えばになります、特定個人情報保護評価の対象となります事務の内容が具体的に記載されているかどうか、当該事務における特定個人情報の流れで併せて記載されているかなどについて御確認いただきまして、目的でございます、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止することであったり、国民の信頼を確保することなどについて、それを踏まえた内容となっているかどうかの観点で点検をお願いしたいと思います。委員の皆様にはこちらの妥当性の方を中心に御点検をお願いしたいというふうに考えておりますのでよろしくをお願いいたします。今回の住民基本台帳ネットワークに関する事務につきましては、再実施ということになります、従前から運用しております住民基本台帳ネットワークシステムに加えまして、新たに構築する附票連携システムの部分につきまして主に点検をお願いしたいと思います。それから、本日は赤インデックス5で、事前に送付させていただいておりますけれども、改めまして具体的な審査の観点につきまして配布させていただいておりますので御参照いただければと思います。

駆け足になりましたが、私からの御説明は以上になります。よろしく申し上げます。

大橋会長  
事務局

ありがとうございます。この後の流れは。

今回の第三者点検における審査の観点まで御説明させていただきましたので、市町村課から評価書について説明させていただきます。

大橋会長  
市町村課

では市町村課から御説明をお願いいたします。

市町村課副参事兼総括課長補佐の浅川と申します。よろしく申し上げます。私どもで所管している住民基本台帳ネットワークシステムは、「個人番号」を利活用できるシステムとなっております。そのため、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図る観点から、番号法に基づき、「特定個人情報保護評価書」を作成しております。評価書については通常、5年以内の見直しが必要となっておりますが、今回法改正による変更事項があり、見直しを行っておりますので、本日は、こちらについて、御審議をお願いしたいと存じます。

まず配布資料の確認をさせていただきます。赤インデックス1の資料1は今回の特定個人情報保護評価の見直し内容に関する説明資料でございます。赤インデックス2の資料2は全体像が分かるように特定個人情報保護評価書の項目から内容を抜粋したものをお配りしております。赤インデックス3の資料3は本日点検いただきたい評価書の本体でございます。さらに青インデックス4として法改正後の住民基本台帳法の関係規定を抜粋したものを添付しております。

それでは赤インデックス1を御覧ください。赤インデックス1の資料1では、今回の見直しの原因となった住民基本台帳法の改正内容や、附票連携システムについて御説明させていただきます。「1 特定個人情報保護評価書の見直し内容について」ですが、令和元年5月に公布されました、通称デジタル手続法により、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用等を実現するため、従来の住民票を基盤とした個人認証に加え、既存の住民基本台帳ネットワーク上に国外転出後も利用可能な戸籍の附票を基盤とした附票連携システムを構築することとされております。戸籍の附票というのは、本籍を定めたとき以降の住民票の移り変わりを記録したものでございまして、住民基本台帳法に基づいて作られたものでございます。今回の見直しが必要となった理由がこの部分でございまして、附票連携システムで取扱う附票本人確認情報には個人番号が含まれないものの、システム上、個人番号に紐づけてアクセスで

きるとの観点から、特定個人情報ファイルに該当するとの国の個人情報保護委員会の見解を受け、都道府県においても、特定個人情報保護評価の再実施が必要となったため、見直しを行っているということでございます。なお、新たに追加となる附票連携システムについては、元となる個人認証基盤や、国内で使うもの、国外で使うものといった違いはございますが、基本的には従来の住基ネットシステムと同様の機能を持ったシステムでございまして、個人情報の保護措置についても同様の取扱いを行っていきたくと考えております。国外に転出した方を対象とするために附票連携システムというものを作ることになっていたのですが、今までの仕組みの中に踏み込んで、サーバは増えるけれども、認証の仕方とかは今までと同じやり方になることを御理解いただきたいと思います。特定個人情報保護評価の実施時期としましては、令和6年1月に予定している業務アプリケーションの適用前の今年12月末までに特定個人情報保護評価を再実施する必要があると、住基ネットを運用する地方公共団体情報システム機構から連絡があったところであり、可能な限りそのスケジュールに沿って対応したいと考えております。

次に「2 附票本人確認情報の概要」でございまして、附票本人確認情報とは、これまでは継続利用できなかった国外転出者による個人番号カード・公的個人認証の利用等を実現するため、「戸籍の附票」を基盤とした個人認証ができるように利用される新たな情報でございまして、都道府県は、附票連携システムにおいて、4情報である氏名、住所、生年月日、性別と住民票コード、及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成することとなり、当該ファイルを特定個人情報ファイルに加えることとなっております。

「3 評価書の変更概要」ですが、今回追加される附票連携システムに関する記載、及び附票連携システムで取り扱う附票本人確認情報の取り扱いに関する記載を追加しております。また、今回あらためて評価書を見直し、住基ネット部分に関しても従前の記載に見直しが必要と考えられる点は文言修正を行ってございますが、特定個人情報の取り扱いに変更があるものではございません。あくまで言い回しの修正でございます。

「4 スケジュール」でございまして、まずは事前にパブリックコメントを9月15日から10月16日まで実施させていただいております。意見募集期間は終了しておりますが、この間意見の提出はございませんでした。本日の審議会では次の行の第三者点検の位置づけで、御審議をお願いします。第三者点検でいただいた御意見を踏まえて必要な見直しを行い、12月末までに国の個人情報保護委員会へ提出し、ホームページ等で公表したいと考えております。

2ページを御覧ください。横書きの資料となっておりますが、デジタル手続法による法改正の内容を記載しております。改正の背景にありますとおり、この改正の動機は国外転出者のマイナンバーカード、公的個人認証の継続利用を実現するものでございまして、資料左下の赤枠内にある附票本人確認情報提供機能構築という部分が、今回の評価書の見直しに関わる部分でございます。

3ページを御覧ください。附票連携システムが加わった後の住基ネットの概要図でございまして、青背景の部分は従前からあるシステム群でございまして、今回の法改正により、赤背景の附票全国サーバや附票都道府県サーバを構築するとともに、市区町村が持つCS、コミュニケーションサーバや、住基システム、戸籍附票システムの改修、必要なアプリケーションを反映することとなっております。この附票都道府県サーバで保有する都道府県知事保存附票本人確認情報が、新たに特定個人情報ファイ

ルとして取り扱うものでございます。内容としては、4情報と住民票コード、変更情報というもので、国外に転出した方のためにこのようなサーバを新たに付けるということでございます。

4ページを御覧ください。ページ上半分で法改正後の個人認証基盤の利用イメージを記載しております。従来は、国外転出時に住民票が削除されてしまうため、国外に転出されると住民票がなくなってしまうということで、国外転出者の個人認証基盤が失われ、マイナンバーカードの利用等はできませんでした。法改正後は、国外転出者は新たに住民票ではなく戸籍の附票を個人認証基盤とすることで、引き続きマイナンバーカードの利用等が可能となるものでございます。ページ下半分では取り扱う個人情報に記載しております。そもそも戸籍の附票とは、戸籍に紐付いて本籍地のある市区町村で管理する帳票であり、本人の住所の履歴などが記載されており、戸籍と住民票を連携させるものでございます。今回の法改正により、赤字で記載されているこの戸籍の附票から、戸籍の表示等を除いた情報を附票連携システムで取り扱うこととなっております。

5ページを御覧ください。ページ上半分で附票情報の提供により実現できる内容を記載しております。マイナンバーカードの継続利用以外にも、これまでの住基ネットでは本人確認情報を利用してきたように、附票情報を知事等が利用することができることとされております。これは、法律上、国外転出者への利用に限定されておりますが、これまで戸籍等を公用請求しなければ分からなかった国外転出者の生存状況や氏名の変更状況等が附票情報から分かることとなります。この附票情報の提供は、住基法に規定がある事務かまたは条例で定める事務が利用できることとなっておりますが、条例で事務を定めるかどうかは、庁内の事業担当課の状況や他都道府県の状況等も踏まえて検討中でございます。ページ下半分では、国外転出者についてどのような情報が確認できるかを比較して記載しております。青色の列が住基ネットではこれまで確認できていた情報で、オレンジ色の列が新たに附票情報で確認できる情報でございます。

6ページを御覧ください。ページ上半分で附票情報の提供項目を記載しております。その他の欄で個人番号と記載がありますが、こちらは番号利用法で認められた場合に、附票本人確認情報が持つ住民票コードをキーとしてこれまで住基ネットでは保有していた個人番号をシステム上で請求し、利用することが可能となるものでございます。附票本人確認情報の中には個人番号は入っていないのですが、法律で定めた必要な場合に限り附票本人確認情報ではない住民票のサーバの方に照会して個人番号も利用することができるという仕組みになっています。ページ下半分では実際の端末で情報提供できる機能を比較して記載しております。

ここまでで御質問あればお受けしたいと思いますがございますでしょうか。

大江委員

5ページで御説明くださったところで、附票本人確認情報については基本的には国の法令と条例でも利用を追加することができるということでしたが、当初「条例等」とおっしゃったのを「条例」と言い換えたと思いますが、要は規則は含まないということですよ。

市町村課

規則ではなく、条例に基づいてということです。

大江委員

条例でどういったものが追加されるかというのは検討中ということでしたが、どういったものが追加されるかということと今回の我々の評価は切り離して差し支えないということですよ。

市町村課

はい。必要な場合には改めて機会を設けて審議をお願いしたいと思います。

大江委員  
市町村課

今回には影響してこないという理解でよろしいでしょうか。

そうですね、今回は個人情報を含む情報を新たなサーバで扱うことについて、ちゃんとリスク管理がなされているかという観点での審議をお願いできればと思います。

大江委員  
市町村課

分かりました。ありがとうございました。

では説明を続けさせていただきます。次に赤インデックス2を御覧ください。こちらは全体像の把握のために、一部項目を抜粋し、変更点に下線を引いたものでございます。評価書本体にも様式が定められた変更箇所一覧がございますが、今回は変更箇所が多いため、全体像の把握のために作成させていただきました。実際の内容については資料3の評価書本体で御説明させていただきます。

それでは赤インデックス3の資料3評価書の説明に移らせていただきます。まず、1ページ目ですが、住民基本台帳ネットワークに関する事務について、全項目評価を行ったものであります。住基ネットでは扱う本人確認情報及び今回追加する附票本人確認情報に個人番号が含まれていることから、個人番号を含む個人情報のファイル、これを特定個人情報ファイルといますが、これに該当することになります。宣言はこれを取り扱うにあたって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するものであり、具体的な内容を次ページ以降で記載させていただいております。

3ページを御覧ください。ローマ数字1「基本情報」は、この評価書にて評価する事務の基本情報を記載しております。事務の内容としては、②に記載しておりますとおりですが、附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を今回追加しております。本人確認情報と同様の事務を附票本人確認情報についても行っていくこととしております。また、③の対象人数については、従前から本人確認情報としては226万人の県民の情報を取り扱っており、今回はさらに戸籍の附票に記載された、いわゆる本籍人口として、227万人の附票本人確認情報を取り扱います。住民票が宮城県内にある方が226万人、本籍が宮城県内にある方が227万人なのでいずれにしても両方とも30万人を超えているということで、30万人以上ということで分類しています。

4ページ、5ページを御覧ください。使用するシステムについては、これまでの住民基本台帳ネットワークシステムをシステム1とし、新たに追加する附票連携システムをシステム2としております。これ以降の項目でも、システム1とシステム2に分けて記載しています。5ページのシステム2が附票連携システムの方になりまして、②システムの機能としては、附票連携システムは住基ネットと基本的に同様ですが、2の他の執行機関への情報提供または他部署への移転については、番号法で認められた場合に限って住民票コードを用いて、住民票の方の本人確認情報に一旦照会をして、個人番号を抽出する場合があります。附票連携システムの中に常駐しているわけではありませんが、照会に応じて個人番号を一旦記録する場合がありますということです。③システムとの接続について、番号制度において符号取得要求作業というものがあり、これはシステムを連携するために行う作業であり、この事務は住基ネットを用いて行うものですが、現在はフラッシュメモリ等の媒体を用いて、物理的に記録媒体を差し替えるなどして作業を行っております。こちらを統合宛名システムとの回線連携を行うことで安全な連携が可能となることから、接続を検討しているところであり、宛名システム等に○を付けております。

6ページを御覧ください。「4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」については、住基ネットでは個人番号を扱うことになることから、住基ネットの必要性を改めて

記載しております。今回追加する附票本人確認情報ファイルについては2に記載をしております。②の実現が期待されるメリットにつきましては、「国民負担の軽減」と「行政の効率化」を記載させていただいており、「また、」以下で附票本人確認情報を取り扱うメリットを追記しております。「5 個人番号の利用」につきましては、住基法で規定されている法令上の根拠を記載させていただいております。今回、一番下の第30条の44の6第3項を追記しております。「6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」につきましては、県のシステムは直接にはシステムと接続せず、市町村や全国団体である地方公共団体情報システム機構を通じてのやり取りとなりますことから、実施しないとしております。

8ページ、9ページを御覧ください。システムのイメージ図を記載しております。8ページが従来の住民票に関するシステムになっていまして、9ページの(2)の方が附票本人確認情報に関するシステムになります。図中央下段あたりにある黄色の矢印が個人番号を照会する流れです。附票都道府県サーバの持つ住民票コードを用いて、都道府県サーバに保存される個人番号を抽出し、照会元に提供・移転することとなっております。附票都道府県サーバの方に個人番号のデータが常にあるわけではありませんが、機関からの照会があった場合に、法律で認められた場合に限って個人番号も併せて提供するといった流れになります。

ここまでおおまかな仕組みを御説明いたしました。ここまでで御質問ございますでしょうか。

杉浦委員 8ページ、9ページのところの備考欄に「市町村CS」とありますが、「CS」とは何の略でしょうか。

市町村課 コミュニケーションサーバの略でして、図の左上にある市町村コミュニケーションサーバと連携して本人確認情報が同期化される形になります。

杉浦委員 ありがとうございます。

市町村課 それでは説明を続けさせていただきます。

10ページから16ページについては従前から記載しております本人確認情報ファイルの概要でございます。本日は17ページ以降の附票本人確認情報について御説明させていただきます。

それでは17ページを御覧ください。ローマ数字の2「特定個人情報ファイルの概要」でございます。ここでは、住基ネットで取り扱う特定個人情報ファイルの内容とその取り扱いプロセスを記載しております。

「2 基本情報」ですが、③対象となる本人の範囲としては区域内の住民ではなく、戸籍の附票に記録された者としております。④記録される情報としては、個人番号、基本4情報、その他戸籍の附票関係情報となっておりますが、個人番号は一時的に記録される場合がありますが、記録されることには変わりはないので、個人番号にもチェックを付けさせていただいております。戸籍の中には他にも続柄や本籍などの戸籍の表示に関する情報がありますが、それについては、市町村から頂かないことになっております。

18ページを御覧ください。「3 特定個人情報の入手・使用」でございますが、附票連携システムによる情報の入手・使用の状況を記載させていただいております。基本的には、市町村の窓口で転居届や転入・転出・出生届・戸籍の届出などを受け付け、住基台帳又は戸籍に入力され、戸籍の附票が変更された都度、市町村が持つCS（コミュニケーション・サーバー）を通じて県が入手するという流れになっております。



20ページを御覧ください。「4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託」でございます。住基ネットにおきまして、現状では2つの委託を行っており、附票連携システムにおいても同様に委託を行う予定でございます。委託事項1については全国団体である地方公共団体情報システム機構に附票都道府県サーバの運用監視に関する業務を、委託事項2については日本電気株式会社に県庁及び地方公所で使用している端末の運用支援、障害時の復旧作業などを委託しております。なお、それぞれ①の委託内容に記載しているとおり、委託業務は直接附票本人確認情報に関わらない業務を対象としております。

次に22ページの「5 特定個人情報の提供・移転」でございます。ここで、提供とは評価実施機関である宮城県知事以外の機関への提供、現在でいう住民票の方のシステムに関してだと例えば教育委員会等に提供することを提供といい、移転とは評価実施機関内の他部署、例としては税務課などが考えられますが、そういった情報を利用している部署への移転を指します。まず提供先としては、教育委員会などの知事以外の執行機関へ提供する場合を記載しております。②の提供先における用途に住民基本台帳法施行条例と記載しておりますが、こちらは住基法においても条例利用を行うことを想定されているため記載しておりますが、条例改正方針については先ほど御説明いたしましたとおり現状検討中でございます。評価書の変更がないように今時点で条例と記載させていただいております。

なお、14ページに記載している本人確認情報においては、地方公共団体情報システム機構が管理する全国サーバへの提供や、住基法上の開示請求があった場合に開示をするケースを記載しておりますが、附票本人確認情報においては、これらのケースでは個人番号以外を含まない附票本人確認情報を提供するため、21ページには記載しておりません。また、移転としては税や福祉の事務処理を目的として住基法で認められた範囲で利用させるケースがあります。

23ページの「6 特定個人情報の保管・消去」についてですが、附票都道府県サーバの管理は地方公共団体情報システム機構内の集約センターで行っており、当該集約センターで施錠や入退室管理を行っております。この情報には県に設置している代表端末という端末からアクセスできますが、アクセスにはIDと生体認証が必要になります。保管期間については、こちらはあくまでも特定個人情報の保管・消去という観点で一時的な保存としておりますが、個人番号以外の附票本人確認情報は、国の政令がまだ出ておりませんが、本人確認情報や戸籍の附票の保存期間と同様に150年保存と見込んでおります。

24ページを御覧ください。こちらには特定個人情報ファイルの記録項目を記載しております。

今の時点で御質問があればお受けしたいと思います。

(質問なし)

市町村課

では、説明を続けさせていただきます。

続きまして、25ページからは、ローマ数字の3「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」であります。こちらは、本人確認情報に関する特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載をしているものですが、本日はこちらにも附票本人確認情報について特に説明をさせていただきます。

それでは34ページを御覧願います。まず、「2 特定個人情報の入手」でございます。入手段階でのリスクとして4つ挙げられております。まず、リスク1として、目

的外の入手が行われるリスクということで、評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないような対策でございます。これは、情報の入力元が市町村の窓口となりますことから、法令に基づく本人確認を徹底するなど、市町村において厳格な審査が行われることが前提となります。また、対象者以外の個人番号は入手できないことをシステムにより担保いたします。また、必要な者に関するものであっても、その事務を遂行する上で必要なもの以外の情報を入手しないような対策については、システム上、法令で定められた項目についてのみ入力できるようになっております。

次に、リスク2として、不適切な方法で入手が行われるリスクということですが、こちらも市町村CSを通じてしか情報を入手することはないということで記載させていただいております。

次に、リスク3として、入手した特定個人情報が不正確であるリスクということで、個人情報を入手する際に、どのようにして本人の情報であることを確認するか、という観点でございます。こちらも、リスク1と同様、入力元である市町村での本人確認が重要となりますことから、法令による確認の徹底ということで記載をさせていただいております。そのほかに、正確性確保の措置として、システム的に論理チェックを行います。システム上、不自然なものがないかというのがチェックされる形になっています。

次に、リスク4として、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクということですが、機構が作成する専用のアプリケーションを用いるほか、市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いるとともに、情報の暗号化等の対策を実施しております。

次に、35ページ、「3 特定個人情報の使用」ということで、情報の使用段階におけるリスク対策でございます。まず、リスク1として、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクについてでございます。まず、宛名システム等における措置の内容でございますが、こちらは県の統合宛名システムとの回線連携により符号取得作業を行うことを想定した記載でございます。また、その他の庁内のシステムとの連携は行いませんが、本人確認情報を扱う都道府県サーバとの接続は個人番号の抽出の際に連携することがございます。個人番号が必要な際に住民票の方のサーバに連携されることがあるということです。住基ネットでは基本的に庁内のシステムとの連携を行っていないため、複数名の本人確認情報の提供・移転を一括で実施する場合、USBなどのフラッシュメモリ媒体にて本人確認情報の提供・移転をしております。附票本人確認情報については現状では一括提供方式による利用が想定されているようですので、こちらも同様の対応を行う予定です。

次に、リスク2として権限のない者によって不正に使用されるリスクについてでございます。現在、住基端末を操作する者の認定に当たっては、まず、住基端末を利用する業務担当課から操作者の氏名について、市町村課へ協議をいただき、その協議に基づき操作者へ権限を付与しております。そして操作者の登録に当たっては静脈認証による登録方法を導入しておりますことから、他人になりすました住基端末の操作というリスクが大幅に軽減されております。また、操作者の権限については、人事異動等により使用されなくなった場合、その旨を報告するよう規定しており、異動の報告に漏れがないかについても確認を行うこととしております。

特定個人情報の使用の記録ですが、システムにおいて自動で、いつ・誰が・何の目的で特定個人情報へアクセスしたのかという操作履歴（アクセスログ・操作ログ）が

システムに残りますので、これらを適時確認することとしております。もし予期しない方法で不正なアクセスがあったとしても記録は全て残ります。

36ページを御覧ください。リスク3、リスク4についてですが、県では操作者に対する研修において、事務外での操作について禁止されている事を周知すると共に、不正な複製などを含めたセキュリティ規程に関しての指導をおこなっております。

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置でございますが、システム上の安全管理措置があったとしても、アナログ的手法によるリスクも考えられますので、1人での作業が行われないう、複数人での確認を行う旨記載しております。これまで宮城県において、住基ネットに関するセキュリティ事故の報告はございませんが、今後も操作者一人一人の意識の向上に努めてまいります。

次に、37ページの「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」にかかわるリスクへの対策について御説明させていただきます。先ほども委託の内容に触れましたが、附票本人確認情報にはアクセスできないこと、操作履歴を残し不正利用があれば確認できることとしております。さらに一番下、「委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定」につきましては、契約書において、「個人情報取扱特記事項」を設け、秘密の保持や個人情報の保護等について、具体的な定めを置き、適正な取扱いを求めています。

次に、38ページ、再委託先での取り扱いにつきましても、秘密保持義務を課すことを義務付けるなど、適正な取扱いの確保を図っております。

次に、39ページの「5 特定個人情報の提供・移転」について御説明させていただきます。リスク1の不正な提供・移転が行われるリスクについてですが、特定個人情報の提供・移転の記録については、システムでいつ、誰が、どの目的、どの事務において検索を行ったか、自動で記録されるシステムとなっております。これに加え、業務端末記録簿を設け、住基ネットを利用した日付、検索した者の所属、氏名、検索回数等を記録することとしております。

リスク2、リスク3ですが市町村CS、附票都道府県サーバ、附票全国サーバは通信の相互認証を行っていることやこれまで御説明してきた内容により、提供・移転のリスクに対応しております。

次に40ページの「6 情報提供ネットワークシステムとの接続」については接続がありませんので割愛させていただきます。

41ページの「7 特定個人情報の保管・消去」について御説明させていただきます。リスク1の特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクのうち、③の安全管理規程につきまして、県では「本人確認情報の管理に関する規程」と規程についての事務取扱要領を定めており、管理体制、システム機器等の保護、アクセスの管理、情報資産の管理、委託の基準等について具体的に規定しております。

また、⑧の事故発生時手順の策定・周知につきましては、「宮城県情報セキュリティ実施手順」を定め、その中で事故発生時の手順を策定しております。併せて、住基ネットに関する緊急時対応計画も策定しております。必要な規定の改正作業等もございしますが、附票本人確認情報も同様に扱う予定としております。これまでの仕組みの中に構築していき、しっかりと対策を講じたいと考えております。

⑨の過去の重大事故については、評価実施機関における過去の個人情報の取り扱いにおいて影響範囲が101人以上のものを記載いたしました。①と②について記載させていただきます。なお、プレゼントキャンペーンに関しては令和4年度のもので297名分、店舗情報に関しては令和3年度のもので11,627件の個人情報の

漏えい、誤掲載があったものでございます。

リスク2の特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクですが、個人番号についてはこの記載のとおりでして、個人番号を含まない情報については本人確認情報と同様に、届出があれば常にシステム上で更新がなされる仕組みとなっております。

42ページを御覧ください。リスク3の特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクについてであります。まずは法令に定める保存期間の経過に伴ってシステム的に消去することに加え、磁気ディスクや帳票の廃棄については、管理簿に記載の上、内容の消去、破壊、融解等を行うこととしております。

ここまでで御質問等ございますでしょうか。

大江委員

よろしいでしょうか。35ページのところだったかと思いますが、特定個人情報の使用について、リスク1に関する御説明の中で一括してUSBで移転という御説明があったかと思いますが、USBメモリと、かなり前の方でフラッシュメモリというのが出てきましたが、そういうものに一時保存して移転するというフローを想定しておられるということでしょうか

市町村課

はい。数多くのデータが必要な場合にはということですね。

大江委員

安全確保措置というのは具体的にどうなっているのでしょうか。USBフラッシュメモリという単語を聞くと危ないと直感的に思ってしまうして。

市町村課

USBについては、使用管理しております。管理簿などでいつ、誰が、何の目的で使ったか、使う内容について管理をしています。

市町村課

まず、フラッシュメモリ、USBを使う場合は、事前にウイルスチェックを行った上で、行っていないものは接続しないということと、取り違いがあるといけませんので関係のないファイルは入れない、ひとりで勝手に持ってきたものではなく所属の許可を得たUSBフラッシュメモリを使って、提供・移転を行うということでございまして、どうしても1件1件検索すると事務によっては何万件という検索をする場合がありますので、そういった場合にUSBを使わせていただいています。

大江委員

ではそのような形で安全確保措置がきちんと講じられていて今後も講じられるということで、これはどこかに書いてありますか。

市町村課

従前のサーバ、附票サーバ両方とも、今まで記載しておりませんでした。間違いなく実施しておりましたので、評価書に記載させていただくという形で修正したいと思っております。セキュリティリスク対策についても、ウイルスチェック、帳簿による管理などについて記載をする形にしたいと思います。

他に御質問等ございますでしょうか。

(質問なし)

市町村課

では、説明を続けさせていただきます。

43ページをお開き下さい。ローマ数字4の「その他のリスク対策」でございまして。まず、①の自己点検については、当課では年に一度、地方公共団体情報システム機構から提供されるチェックリストに基づき自己点検を行っております。同様に、業務端末を利用する各機関においても年に一度チェックリストに基づき自己点検を行っております。さらに市町村課では、各機関のチェック結果を受け、担当者へのヒアリングを行い運用状況の確認を行っております。

次に監査についてですが、これは「本人確認情報の管理に関する規程」に基づく内部監査が制度化されております。監査に当たっての主な調査項目としては、組織体制、情報資産の分類と管理方法、物理的セキュリティ、人的セキュリティ等となって

おります。最後に、従業者に対する教育・啓発に関してですが、市町村課では住基端末の操作者に対して毎年研修を行っております。

44ページを御覧ください。ローマ数字5の「開示請求、問合せ」では、開示請求等に関する問合せについて記載しております。内容については記載のとおりでございます。なお、個人情報保護法に基づく開示請求とは別に、住民基本台帳法に基づく開示請求が可能であり、その場合は市町村課において業務端末を用いて御本人の本人確認情報、附票本人確認情報を端末で御覧いただくことが可能でございます。担当者が認証したものを使って立会いのもと見ていただくということになります。

最後に、45ページを御覧ください。ローマ数字6の「評価実施手続き」についてであります。「2国民・住民等からの意見の聴取」として、県では、令和5年9月15日から10月16日まで、ホームページ等に評価書を公表し、意見の聴取を行いました。公表の結果でございますが、御意見は寄せられませんでした。

「3 第三者点検」として、本日、御説明をさせていただいたところであります。

46ページ以降は変更箇所の一覧を掲載しております。

なお、資料は御用意しておりませんが、9月の審査会で御審議いただいた道路交通法による放置違反金の徴収に関する事務について、県11月議会に提案を予定しております。

併せて、本日御説明した附票本人確認情報の保護に関しまして、同じく11月議会において住基条例の改正提案を2点予定しております。1点目は、附票本人確認情報の取り扱いについても本人確認情報と同様にこの個人情報保護審査会での審議の対象とすること、2点目は附票本人確認情報の開示請求手数料も、本人確認情報と同様に徴収しない旨を条例に規定することでございます。以上2点の改正により本人確認情報と同様の保護を図りたいと考えておりますので、御報告いたします。引き続き、この審査会で附票本人確認情報についても都度審議していただくことになるということでございます。

以上、御説明させていただきましたが、新たなシステムが加わった後も、住基ネットの運営に当たり、引き続き個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。市町村課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

大橋会長 ありがとうございます。御説明いただいて、この後も皆様から質問や御意見をいただければと思いますが、一旦休憩を挟みます。

(休憩)

大橋会長 再開いたします。評価書について御説明をいただいて、ここまでのところで何か御質問等あればお願いします。

(質問等なし)

大橋会長 では、先に進めたいと思います。デジタルみやぎ推進アドバイザーの方に事前に点検いただいた結果を御説明いただきたいと思います。

デジタルみやぎ推進アドバイザー デジタルみやぎ推進アドバイザーの本田と申します。よろしくお願いいたします。今回評価書を確認させていただきました。全般的に技術的な観点からいうと、必要な事項については考慮されているのではないかと考えております。先ほど委員からもお話がありましたとおり、USBメモリといった物理媒体について、私前日も出席させていただいておりますが、記憶を辿ると前日も私の方から同じような話をしている、県の組織としてはセキュリティ全般に対する対応というのは、今お話があったようにUSBの取扱いの確認やセキュリティの対応というのはされているということでした

ので、今回もそういう話だと思います。技術的な観点から言うとですね、個人情報を含むセキュリティに関してはやること自体はある程度決まっています、それを粛々とやっていけばよいのではないかと考えております。この点からも、やるべきことは考慮はされているという印象を受けております。ただ、一方でいろいろなところで個人情報の漏えいやセキュリティの事故が起こっていて、やらなければならないことをどのように実際に行っていくのかという、職員個人個人のリテラシーですとか、スキルですとか、倫理観ですとか、それをどのように組織全体としてガバナンスをとっていくのか、先ほどの説明の中にも、例えばアナログな対応ということで、職員が1人でやらずに、2人以上でやるとか、点検するというお話がありましたが、そういったガバナンスの部分をもどのように効かせていくか、突き詰めていくときりがないんですね。職員の運用だけの問題ではないですし、システムをきちんと作って、例えば記録をとっておくとか、ログがありますとか、ここからしかとれないというシステムになっているはずなのに、実際はなっていないということも結構ありますので、その辺も含めて、例えばベンダーに丸投げにしないとか、今後どのようにガバナンスの方を効かせていくかということについても審議いただければと思います。以上です。

大橋会長 ありがとうございます。赤インデックス6の点検表で、点検結果は基本的に○が付いていたかと思いますが、それは間違いないでしょうか。

デジタル はい。

みやぎ推進アドバイザー

大橋会長 特にこの部分は少し検討が必要かなとか、少し引っかかるといった部分はありましたか。

デジタル 引っかかるといいますか、ここのところどうなっているのですかという確認は事前にとらせていただいたのですが、先ほどお話ししたように技術的な部分というよりも、アナログな部分に関して、複数でダブルチェックするとか、そういったことはやられているかどうかというところは確認させていただいて、それはやられているということだったので、その部分については問題はないかと思います。

大橋会長 何か御質問等があればお願いします。

(質問等なし)

大橋会長 特になければ、皆様から御意見をいただいて議論をというか、御意見をいただくくらいなのかなと思ってはいたのですが、評価書を見させていただいて、見る分には細かくて、すごく詳細な記載がなされているということが分かる反面、先ほどお話がありました、書き始めたらきりがないくらいになるのかなと思いました。これは結局このようにやっていますという宣言なわけで、きちんとやっていますということを公表するものであるわけだから、ある程度疑問だなと思うところは書いてあるのが望ましいと思うのですが、その意味で先ほど大江委員から御指摘があったような具体的なところをどこまで書き込んでいくのがいいのかというあたりが分からなくてですね。これだけでもたくさん書いてあるんだけれども、詳しい人にとってみれば全然足りないし、分からない人にとってみれば全く分からない話を書いてあると思うので、どこに基準を合わせてどこまで書いていくのがいいのかという大枠がまだ掴めていないところなんです。そのあたりはどうなんでしょうか。

市町村課 5年ごとに全項目評価を行っておりますので、よその事例なども踏まえて修正事項

等があると思うんですけれども、まず記載の内容というのは今までの住基の内容のものと同列ぐらいにしているというところと、J-LISから示されている内容なども踏まえて、一定の基準でやっていますので、そこは他県との横並びという意味では大体とれているかと思えます。ただ、今の内容から修正等はあると思えますので、今後御意見いただきながら、修正のある度にお知らせしていくべきだなと思っています。

大橋会長 すみません、もう1点。今回説明を受けたのは全部妥当性の観点からだったのですが、適合性のところはほとんど飛ばして考えていましたが、適合性のところも点検表では特に問題なしということで、分かる範囲ではしきい値の判断だとかは分かったのですが、それ以外の適合性のところで特に問題になるところはなかったという理解でよろしいでしょうか。

デジタル  
みやぎ推  
進アドバ  
イザー そうですね、特にないかと思います。先ほどの話と絡むところではありますが、今回に限らず、この手の話というのはですね、例えばどこまで何をするのかという本当に細かい実施手順までは、特にセキュリティの観点から公表していないことが多いんですね。実際にやらなければならないことは別途定めておく必要がありますが、それをどこまで書き込むかということについては、ここまでぐらいで必要十分なのではないかなと。

大橋会長 たしかにそうですね。  
デジタル  
みやぎ推  
進アドバ  
イザー ここでこういうことをやっているんだと分かったら、そこから攻められたりするかもしれないからね。

大橋会長 見せてしまうようなものですからね。  
ほかに何かございますか。  
(意見なし)

大橋会長 ありがとうございます。そうすると、後は答申案の検討になりますかね。答申案をお配りいただいて、答申案について審議したいと思います。では、答申案の配布をお願いします。

(答申案配布)

事務局 お配りさせていただきました答申案について御説明をさせていただきます。両面の資料を2枚お配りしてございまして、1枚目が今回の答申案になっております。2枚目にお配りしたものが令和元年度に行った、今回と同様の第三者点検に係る答申の写しをお配りしました。今回、作成した答申案は、基本的には前回と同様の文言、体裁で作成してございますが、2点ほど変えた点がありますので、御説明させていただきます。まず、答申書のタイトルについてですが、令和元年度の方は「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務全項目評価に係る点検について」となっておりますが、今回は「住民基本台帳ネットワークに関する事務全項目評価に係る点検について」と修正させていただきました。審議資料の赤インデックス3の特定個人情報評価書のタイトルを御覧いただきますと、「住民基本台帳ネットワークに関する事務」となっておりますので、そちらに合わせて修正をさせていただきます。

また、2つ目の変更点としては、答申の内容本文ですが、今回の案件に係る答申案を読み上げさせていただきますと、「宮城県個人情報保護審査会において、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）～」と記載しましたが、令和元年度の答申では、評価指針の後ろの括弧書きが「(平成26年4月20日

特定個人情報保護委員会作成)」となっております。告示番号の方に書きぶりを変更しておりまして、審議資料の青インデックス3に指針の全文をお付けしておりましたが、「令和4年4月1日」となっておりまして、「作成」にしてしまうと混同してしまうかなと思い、告示番号の方に修正させていただきました。

前回の答申案からの変更点は2点だけになっておりまして、他は全て文言等一緒になっております。

答申案の御説明は以上になります。

大橋会長  
大江委員

ありがとうございます。何か御意見ございますか。

すみません、念のため確認させていただきます。特定個人情報保護評価指針の青インデックス3の令和4年4月1日というのが、平成26年の告示第4号の一部ないし全部の改正ということで、ベースは平成26年の告示第4号だからこのように記載されたという理解でよろしいですかね。

事務局  
大江委員

そうですね。

表記はこれで正しくて、かつ、今回の令和4年4月1日に改正された最新のものに則して点検を行ったということですよ。ありがとうございます。

佐藤委員  
事務局

この答申案の書き方は定型化されているという認識でよろしいのですよね。

過去にも同様の事案について審議しておりまして、答申の書きぶりとしては前回と同じような書きぶりにさせていただきました。

佐藤委員

個人的には、点検してくださいということで諮問があって、それに対して点検をしたという形になっているわけですがけれども、普通は点検をして何ら問題はなかったかというのに本当はなるのかなと。このような形で全国の都道府県で行われていて定型化されているということだと思いますので、そういうことであればいいのかなと思いますが、本来であれば、諮問に対する答申なので、点検してくださいと言われたら点検して異常があったかどうかを見てくださいということだと思うので、本来ならそのことも単に点検しただけでなくて、点検した結果何ら問題はございませんでしたというのが、私の感覚でいう諮問に対する答申かなと思いましたが、皆さんこれでよければ変えてくださいというわけではありません。

大橋会長

私もそれは気になっていて、諮問内容と符合するものなのだろうなと思って、諮問内容を逆に見させていただいたのですが、結局何かの結論を求められているのではなくて、点検してくださいという諮問があるのがこちらとしても回答しづらいなと思ったので、結論としてはこういう書き方しかないのかなと思って今日に臨んだということです。言うのだとしたら、点検してどこ具体的に言うのではなくて、おそらくそれを参考に最終的な評価書をまとめていただくことになるのだろうから、点検して意見を述べましたくらいのことしか言えないのではないかなと思っていて、ここがおかしい、ここがいいという話でもないと思うから、あくまでそれを参考にするという話だと思うから、だからなかなか書きにくいなと考えていましたが、結論としてはこれしかないのかなと私自身は思っていたところでした。ただ、佐藤委員がおっしゃるところは実は私も悩んだところだったので、皆さんの意見を聞いた上で何かいい案があればとも思ったのですが、どうでしょうか。これでよければこれでいきたいと思いますが。

佐藤委員

私は異論があるというよりは、そのように書くのが普通かなと思っただけで、反対しているわけでは全くございませんので。それと前回のものと平仄（ひょうそく）を合わせるという意味からするとむしろそのままの方がいいということも言えると思うんですね。同じ審査会でありながら、答申の書き方が変わるというのも逆に諮問した



側からしますとかえって何で今回はこうなのかという違和感を与える可能性もあるか  
と思いますので、全く反対ということではございません。皆さんがよければ反対する  
ものではありません。

大江委員　　そもそも諮問の内容というのは、諮問書を冒頭に付けてくださっていますが、「別添  
のとおり諮問します」ということで、「別添」は…。

大橋会長　　後ろに付いた資料の意味合いかなと私は理解しておりましたが。

市町村課　　別添資料の内容について諮問しますという意味です。

大江委員　　では諮問書としては点検を求めるということでもなく…。

市町村課　　下から3行目に記載しておりますが、指針に基づく第三者点検になります。

大江委員　　諮問します、資料は別添のとおりという御趣旨の書きぶり。

市町村課　　はい。

大橋会長　　佐藤委員が先ほどおっしゃったように、前回と平仄合わせないと、逆に今回は問題  
あったけど前は問題なかったとか、何も意見がなかったと思われるのもあれ  
なので、結論の部分は点検しましたという書き方でいいのかなと思います。もう1つ  
は、条文や条項とも合わせなきゃいけないと思っていたのですが、要するに今私たち  
がやっている点検の根拠条文のところに何て書いてあるかで、例えば、「意見する」と  
書いてあれば「意見しました」という書き方にしなければいけないかなと思っていた  
のですが、そこまではないのですよねたしか。私もうまく整理できなかったのです  
が。

事務局　　今回の第三者点検の根拠は、青インデックス2の特定個人情報保護評価に関する規  
則の第7条第4項、2行目の後半からになりますが「当該評価書に記載された特定個  
人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む  
者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護  
に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くも  
のとする。」というところが点検の根拠になります。

大橋会長　　分かりました。「意見を聴くものとする」ということですね。

デジタル　　本日はお配りしてありませんが、県では特定個人情報保護評価実施要領を定めてお  
りまして、そのなかでこちらの審査会の意見を聴くものとするとして定めておりました。

みやぎ推  
進課

大橋会長　　分かりました。本来は諮問されて点検をしましたというだけではなく、意見を述べ  
たことになるんですね。ただ、前回と平仄を合わせて、「点検しました」ということで  
そこまで意味が含まれているという理解をすればいいのかなと思いますが、皆様それ  
でよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

大橋会長　　他に御意見等がなければ、今回の案で答申したいと思いますがよろしいでしょ  
うか。

(意見なし)

大橋会長　　ありがとうございます。では、本件については以上になります。ありがとうございます。